

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

様式13

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込・円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	行政判例集成行政法総則 編ほか14点(概算契約)の 買入	51図書	株式会社ぎょうせい	4,136,660	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
2	令和8年度 大阪市役所 本庁舎ボイラー修繕	給排水衛生冷 暖房工事	株式会社前田鉄工所 大阪営業所	1,717,100	令和8年6月25日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

行政判例集成行政法総則編ほか 14 点（概算契約）の買入

2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

行政判例集成行政法総則編ほか 14 点は、行政課において、リスク審査事務、訴訟事務、例規審査事務、行政不服審査事務等の法務事務の遂行に必要な参考書籍である。

これらの書籍は、判例の解説や傾向、法改正の動向など法務事務を遂行する上で重要なものであり、特殊な書籍であるため、一般書店では通常取扱いがないものである。行政課の事務を円滑に進める上では、法律関係の情報や知識を遅滞なく入手することは不可欠であり、できるだけ当該書籍を安定的にかつ迅速に入手することが望ましいと考える。

この点、契約相手方である株式会社ぎょうせいが出版元であり、他者が販売していない書籍であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する（大阪市随意契約ガイドライン P15「G8」参照）。

さらに、今回契約する物品は、加除式書籍の追録の購入であり、膨大な量の差し替えを要するところ、出版元の株式会社ぎょうせいより直接購入すれば、差し替えを無料で行うことができる。

以上の点を考慮し、行政判例集成行政法総則編ほか 14 点の購入は、株式会社ぎょうせいとの特名随意契約とした。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局行政部行政課法務グループ（電話番号 06-6208-7442）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市役所本庁舎ボイラー修繕

2 契約の相手方

株式会社前田鉄工所 大阪営業所

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の空気調和設備において、空気を加湿するために使用するボイラーの部品が劣化しているため、部品の交換を行い機能の回復を行うものである。

本庁舎のボイラーは株式会社前田鉄工所の製品であり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、株式会社前田鉄工所のみであるため、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）